

# 令和6年度 小樽市除雪だより

■発行者 除雪対策本部事務局（小樽市建設部建設事業室）■

## 除雪対策本部の開設について

除雪対策本部を11月1日に開設し、建設事業室（花園5丁目10番1号）に本部事務局を設置しています。

連絡先：除雪対策本部事務局（建設部建設事業室）

直通：27-0205 Fax27-4469 ※市役所開庁日のみ

## ●令和6年度における除排雪計画の主な変更点●

### ◆除雪第7ステーションの拠点位置

### ◆除雪第6ステーションと除雪第2ステーションの担当する区域

○除雪第6ステーションから除雪第2ステーションへ担当する区域が変更となる住所

最上1丁目6～11、20～25、36、37番 / 最上2丁目1～3番  
緑1丁目5、6、9～16、18、19、21～31番 / 緑2丁目8～39番  
緑3丁目 / 緑5丁目 / 緑4丁目1、4番の一部 / 緑4丁目5番  
富岡1丁目14、20、21、24、25、32、33番の一部

### ◆除雪第1ステーション、除雪第4ステーションの電話番号

### ◆除雪ステーションの電話受け付け方法

○これまで、冬期間における市民の皆さんからのお問い合わせ等は24時間体制で受け付けしていましたが、「働き方改革」により、除雪ステーションで24時間体制にて電話受け付けすることが困難となりました。そのため、除雪ステーションの電話受け付け時間は8時から18時までに変更いたします。

※変更点に関する詳細については裏面参照

## 皆さんに守っていただきたいルールとお願ひ

冬期間の道路の円滑な交通を確保し、安全で快適な市民生活を実現するため、市民の皆さんに下記の内容にご理解とご協力ををお願いいたします。

- 道路への雪出しあは、円滑な道路交通の妨げとなるため、やめましょう。
- 路上駐車は除排雪の妨げとなるため、やめましょう。
- 道路除雪は限られた時間で作業するため、除雪車が通った後の玄関や車庫前の雪の処理は、各家庭でお願いします。
- つるつる路面への滑り止め材の散布や、融雪期の滑り止め材の回収作業を行う「砂まきボランティア」にご協力ををお願いします。
- 除雪の雪を置く空き地の提供をお願いします。
- 屋根から落雪しないよう管理の徹底をお願いします。
- 道路脇に積まれた雪山で遊ぶと、滑り落ちて大きな事故になる恐れがあるため、子どもを危険な場所で遊ばせないでください。
- ロードヒーティング設置箇所においても、降雪状況などによって融雪が追いつかない場合がありますので、油断せず安全運転をお願いします。
- 悪天候時に外出すると、「車が埋まった」「視界が悪く動けない」などの状況に陥る危険がありますので、不要不急の外出は控えてください。
- 暖気等により融雪と凍結を繰り返すと道路に穴ができるやすくなるのでご注意ください。

